

キャッシュパスポートプラチナ 残高限度額変更のお知らせ

平素はキャッシュパスポートプラチナをご利用いただきまことにありがとうございます。
この度、「資金決済に関する法律施行令」「資金移動業に関する内閣府令」が2021年5月1日（土）に改正されるのに伴い、下記のとおりキャッシュパスポートプラチナの残高限度額を変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更内容（変更は下線部）

変更前	変更後
残高限度額 *全通貨の合計。 <u>2,000,000円</u> または外貨相当額	残高限度額 *全通貨の合計。 <u>1,000,000円</u> または外貨相当額

2. 変更日

2021年5月1日（土）以降のご入金に適用します。

【お客様へのお願い】

2021年5月1日（土）以降、カード残高が100万円相当額を超えるお客様に対して、当社からご利用目的等について確認のご連絡をする場合がございます。

なお、当社が、お客様のカード資金が為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、お客様に対して資金の払戻しをお願いすることがございます。

お問合せ先：カードサービス（24時間年中無休）

日本からお電話の場合：00531-780-221

海外からお電話の場合：詳しくはこちら

https://www.cashpassport.jp/media/227563/cpp_userguidebook_end-march2021.pdf

メールでのお問い合わせ：cardservicesjp@mastercard.com